

# 保険料率はどのように決まるの？

国民健康保険では、《医療費など必要と見込まれる費用額》から《国・県の補助金、市の繰入金などの収入額》を除いた額(「賦課総額」)を被保険者のみなさまに負担していただきます。

## 保険料率上昇の主な原因

このようにして算定された平成十六年度の保険料率は前年度に比べて上昇しましたが、その主な原因は、次のとおりです。(下図参照)

### ① 医療費の増加

急速な高齢化や医療の高度化などの影響を受けて、医療費その他の給付費は毎年増大しています。これは、本市だけでなく全国的な傾向です。これら費用額の増大が、保険料率を押し上げています。

### ② 所得伸び率の低下

増大する医療費の伸び率に比較して所得の伸び率が低いことも保険料率を押し上げる要因となっています。

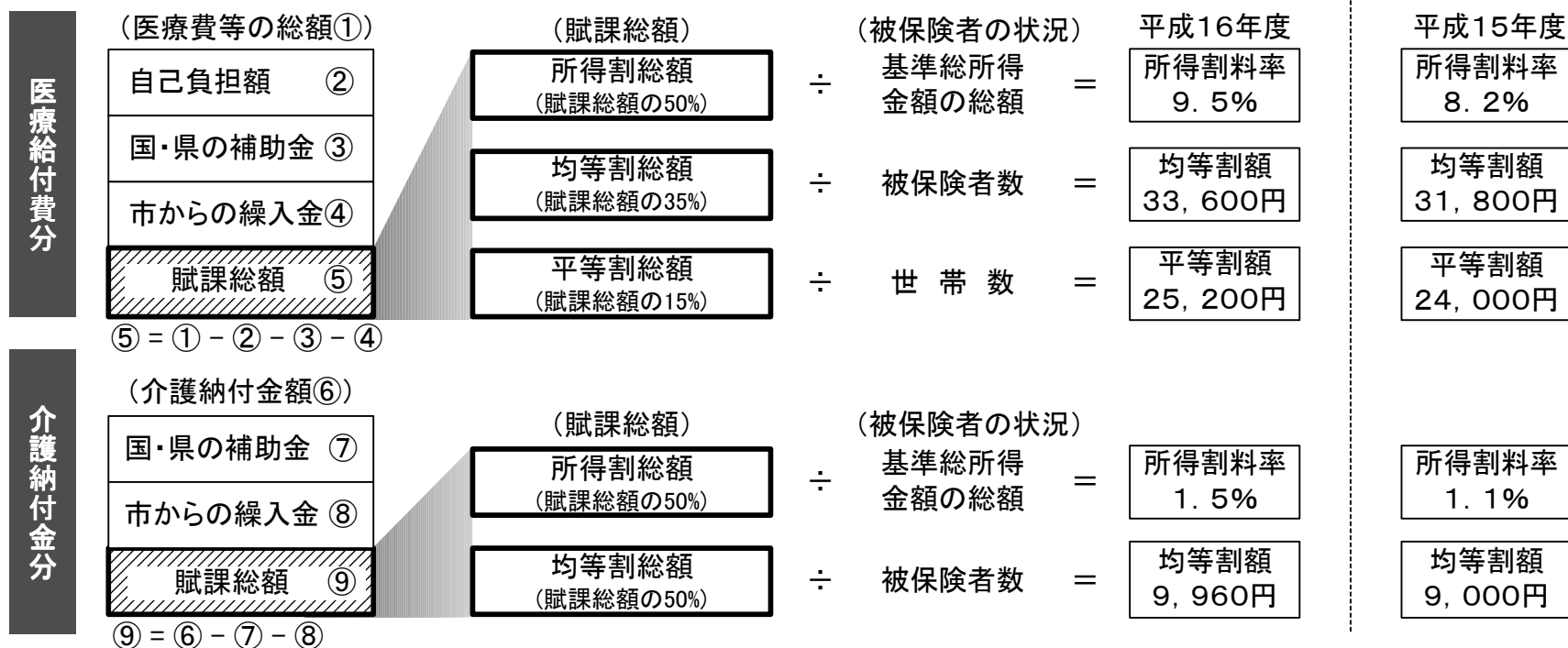
### ③ 財政安定化基金の減少

本市では、過去の繰越金等を「財政安定化基金」として積み立て、保険料率決定の際にその一部を取崩して収入にあてることにより、保険料率が急激に上昇することを抑制してきました。

昨年度の保険料率決定の際には、この基金を取崩して保険料率の上昇をおさえる措置を行いました。しかし、医療費の伸びが予想以上に大きかったことから、さらに基金を取崩してそれを医療給付にあてることにより、何とか赤字決算となることが防ぎました。

その結果、本年度は基金が残りわずかとなり、昨年度のような保険料率上昇の抑制を行うことができませんでした。

## 保険料率決定のしくみ



## 保険料の減免について

災害・失業・低所得などによって、保険料を納めることが困難なときは、申請手続きをすれば所得割の保険料を減免できる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

### 減免を受けられる場合

(●は申請手続きに必要な書類です。)

1. 災害または盗難により資産の三割以上の損失があったとき
  - 消防署、警察署等が発行する被災程度の確認のできる証明書及びその他必要な書類
2. 平成十五年中の合計所得金額が100万円以下で、引き続き三ヶ月以上の失業または休廃業等により生活が困難となったとき
  - 雇用保険受給資格者証
  - 廃業届(税務署提出の控え)かこれに準ずるもの
  - 地区民生委員の無職証明
3. 平成十五年中の合計所得金額が50万円以下で、平成十六年中の合計所得の見込金額が、その半分以上となるとき
  - 平成十六年中の所得の見込金額を算出する根拠となるもの(申請時点までの給与明細書、年金支払通知書など)
4. 均等割額および平等割額の軽減適用を受けている世帯で、所得割が賦課されている世帯
5. 一ヵ月以上の期間、給付の制限を受ける方
  - 事実を証明するもの(所在証明)

## 保険料の軽減について

注① (保険料の算定に用いる「基準総所得金額」とは異なりますのでご注意ください。)

注② 上記5つのうちで複数に該当する場合でも、減免を受けられるのは最も減免額の多いひとつだけです。

注③ 減免が適用された場合、手続きをとられた翌月以降の納期で保険料が調整されます。

所得の少ない方や所得のない方は、保険料(均等割と平等割の合計額)が軽減される場合があります。

軽減は世帯の合計所得が下表の基準に該当する場合に適用されます。この場合の所得は、保険料決定のための基準総所得金額とは異なりますのでご注意ください。

また、七割および五割の軽減は自動的に適用されますが、二割の軽減には申請が必要で、軽減は介護納付金分保険料にも適用されます。

■軽減判定基準早見表(世帯主が被保険者の世帯)

軽減割合	7割軽減	5割軽減	2割軽減 ※
1人	33万円以下	—	68万円以下
2人	33万円以下	57万5千円以下	103万円以下
3人	33万円以下	82万円以下	138万円以下
4人	33万円以下	106万5千円以下	173万円以下
5人	33万円以下	131万円以下	208万円以下
6人	33万円以下	155万5千円以下	243万円以下
7人	33万円以下	180万円以下	278万円以下
8人	33万円以下	204万5千円以下	313万円以下

※2割の軽減には申請が必要です。